

子育て世帯の住宅取得支援に向けた住宅金融支援機構との協定の締結について

～ 要件を満たした補助金申請者の【フラット35】の金利を0.25%引下げ ～

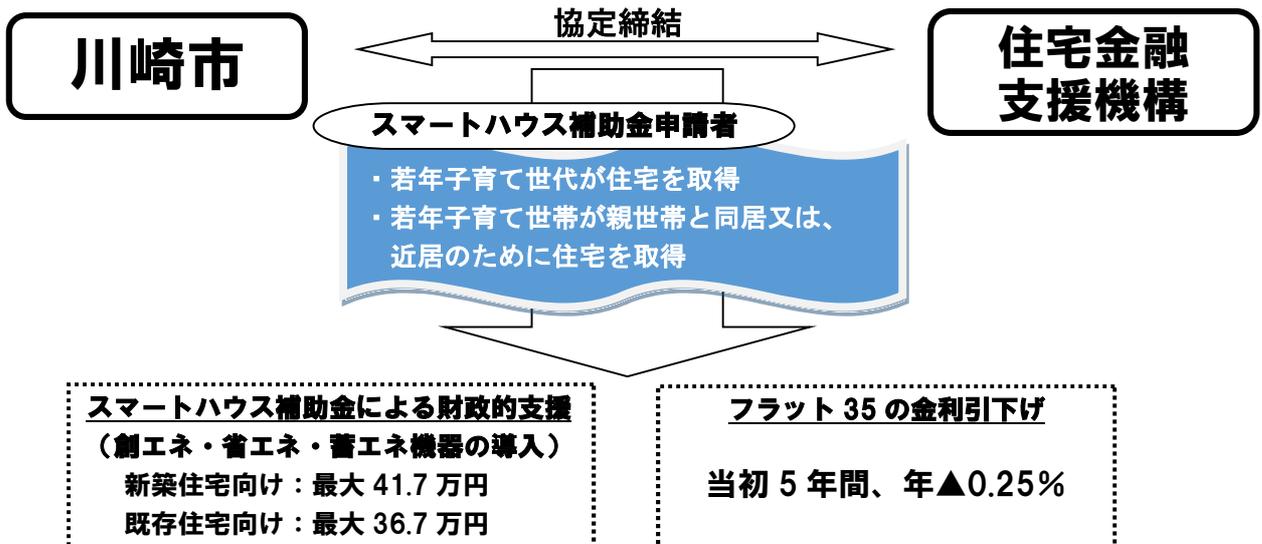
川崎市では、平成30年3月に改正した「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に基づき、産業振興、防災対策、少子高齢化対策等にも寄与する「マルチベネフィット」を重視した地球温暖化対策に取り組んでいます。



この中では、建築物の省エネルギー性能の向上による更なる二酸化炭素排出削減に向けて、住宅用創エネ・省エネ・蓄エネ機器導入補助事業（スマートハウス補助金）を行っています。また、子育て世帯の市外への転出が超過傾向にあることなどから、子育て世帯等が安心して住み続けられる住まい・住まい方の構築に取り組んでいるところです。

この一環として、子育て世帯が必要とするエネルギー性能の高い良質な住宅の取得支援に向け、独立行政法人住宅金融支援機構と子育て支援の相互協力に関する協定を締結いたしました。これにより、子育て世帯がスマートハウス補助金を利用し、住宅金融支援機構の【フラット35】で借入れする場合、所定の要件を満たすことで借入金利の引き下げ（当初5年間：0.25%）を受けることができます。

1 連携イメージ



2 受付開始

平成30年12月3日（月）から

3 適用要件等

補助金及び金利引下げの適用要件に関する詳細につきましては、別紙及び下記の市ホームページをご参照ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000075577.html>

4 協定に関するお問合せ

川崎市環境局地球環境推進室（電話 044-200-3873）

問合せ先

（協定及び補助制度に関すること）

環境局地球環境推進室 鈴木 電話 044-200-2956

（住宅政策に関すること）

まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 齋藤 電話 044-200-2993

川崎市の住宅用創エネ・省エネ・蓄エネ機器導入 補助制度(スマートハウス補助金) 概要

補助対象者

市内の個人住宅(一戸建て、共同住宅の専有部分)に下記の対象システム等を導入する方
※申請者と設置費用負担者、電力受給契約者が同一人であることが必要です。

補助金を申請する ための条件

下表のとおり、システム等を組み合わせて(●は必須、○は1つ以上)導入する必要があります。
なお、全てのものを新規で導入する必要はありません(●は既設可)が、補助金の交付対象は新規で導入するシステム等に限ります。

対象システム等	申請区分及び対象システム等の組合せ		補助金額
	パターンA	パターンB	
	新築又は建売	既築	
エネルギー管理装置(HEMS)	●	●	—
太陽光発電システム	●	○	2.5万円/kW(上限8.7万円)
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	○	○	3万円
定置用リチウムイオン蓄電システム ※1	○	○	1万円/kWh(上限10万円)
ビークル・トゥ・ホームシステム(V2H) ※2	○	○	5万円
電気自動車(EV) ※3	○	○	V2Hと同時に新規導入した場合、 1万円/kWhを加算します。(ただし、 加算する限度額は蓄電システムと合 わせて上限10万円)
プラグインハイブリッド自動車(PHV) ※3			
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH) ※4	○	○	10万円
CASBEE戸建の評価結果「A」以上 ※5	△	—	5万円

- : 必須システム(必ず設置が必要なシステム等(既設可))
- : 選択システム(必須システムと組み合わせて1つ以上設置が必要なシステム等)
- △: 選択システム(追加で申請が可能)

- ※1 太陽光発電システムと連系した場合に限ります。
- ※2 太陽光発電システムと連系し、かつEV・PHVを導入した場合に限ります。
- ※3 V2Hを導入した場合に限ります。
- ※4 個人住宅に限ります。
- ※5 個人住宅で、かつ新築又は建売の場合に限ります。

※補助金申請には各種条件があります。また、
本補助制度は、上記以外にも補助対象や組
合せのメニューがございます。
詳細は市のホームページでご確認
ください。



<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000075577.html>

川崎市から「【フラット35】子育て支援型利用対象証明書」の交付を 受けるための主な条件

【フラット35】子育て支援型をご利用いただくには、川崎市から、「フラット35子育て支援型利用対象証明書」の交付を受ける必要
があります。

- ① 川崎市の住宅用創エネ・省エネ・蓄エネ機器導入補助制度(スマートハウス補助金)の申請区分が、「パターンA」又は
「パターンB」であること。補助金の交付決定を受けていること。
- ② 以下の【フラット35】子育て支援型の種別要件(種別ごとに異なる)を満たすこと。

【フラット35】子育て支 援型の種別	上記川崎市の補助金の申請区分	
	パターンAで申請する方	パターンBで申請する方
若年子育て世帯による 既存住宅の取得	ご利用いただけません。	<ul style="list-style-type: none"> ■補助申請者に満15歳以下(胎児を含む。)である現に同居し扶養する 子があること(※) ■補助申請者の年齢が満49歳以下であること(※)
同居のための住宅取得	<ul style="list-style-type: none"> ■補助申請者に満15歳以下(胎児を含む。)である現に同居し扶養する子があること(※) ■補助申請者の世帯と補助申請者又はその配偶者の直系尊属の世帯が同居し、同一世帯であること ■取得する住宅の床面積が50㎡以上であること(一戸建て住宅等は、【フラット35】の申込要件として70㎡以上である必要があります。) 	
近居のための住宅取得	<ul style="list-style-type: none"> ■補助申請者に満15歳以下(胎児を含む。)である現に同居し扶養する子があること(※) ■補助申請者の世帯と補助申請者又はその配偶者の直系尊属の世帯が3km以内のそれぞれ別の住宅で居住すること。 	

(※)フラット35子育て支援型利用申請書を川崎市が受理した時点の年齢。

(注)このほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)
でご確認ください。また川崎市の補助制度における「既築」の定義(人が住んだことがある住宅又は建設工事の完了の日から起算して1年を経過している住宅
とフラット35における「中古」の定義(竣工から2年を超えている住宅または既に人が住んだことがある住宅)は異なります。

■「フラット35子育て支援型利用対象証明書」の申請書式

申請書式は、フラット35サイト(www.flat35.com)からダウンロードすることができます。